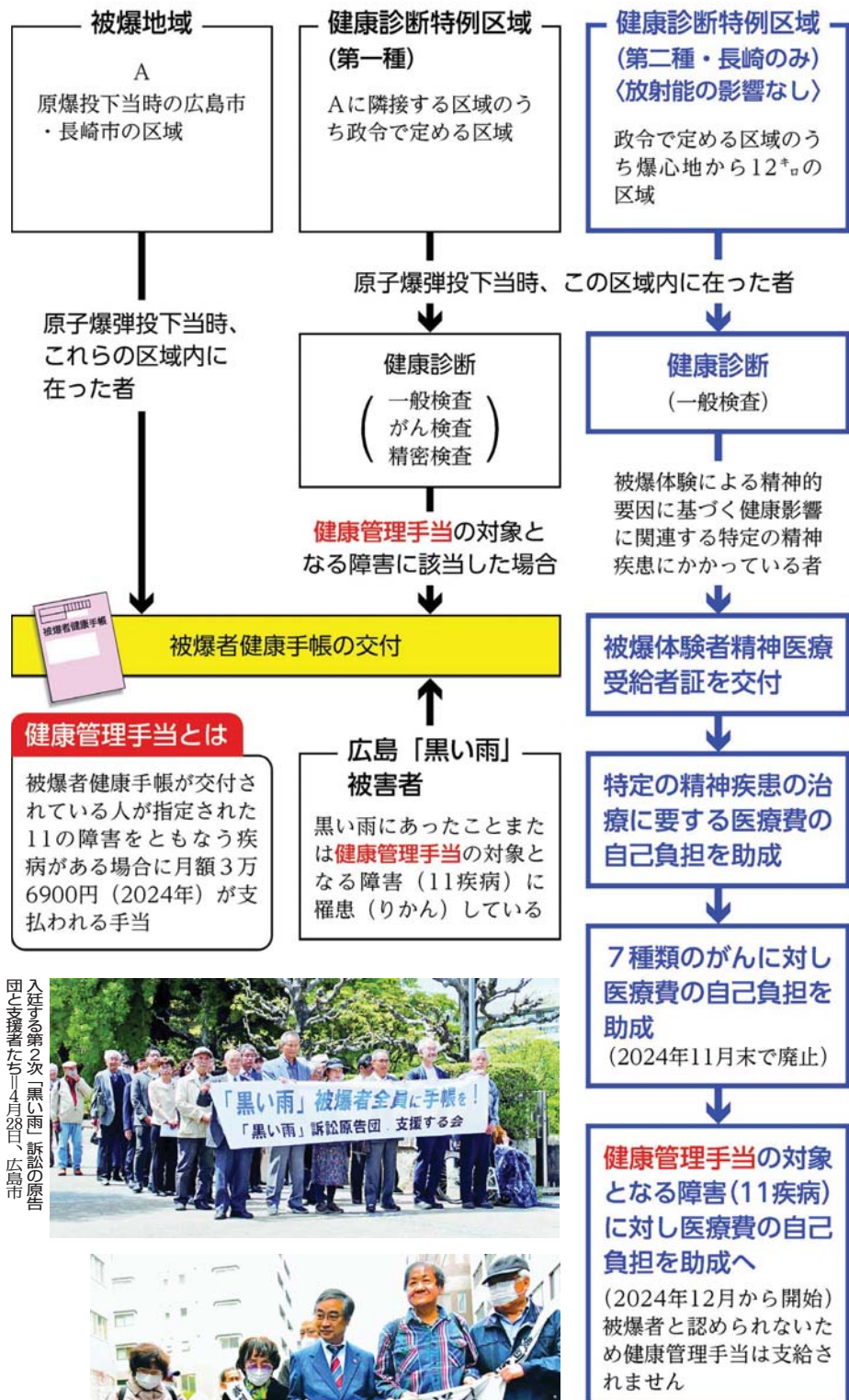
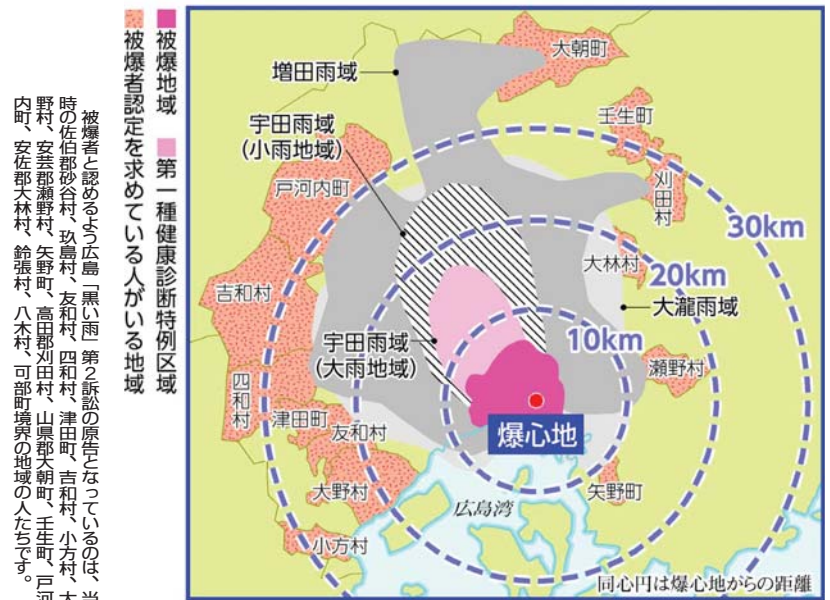
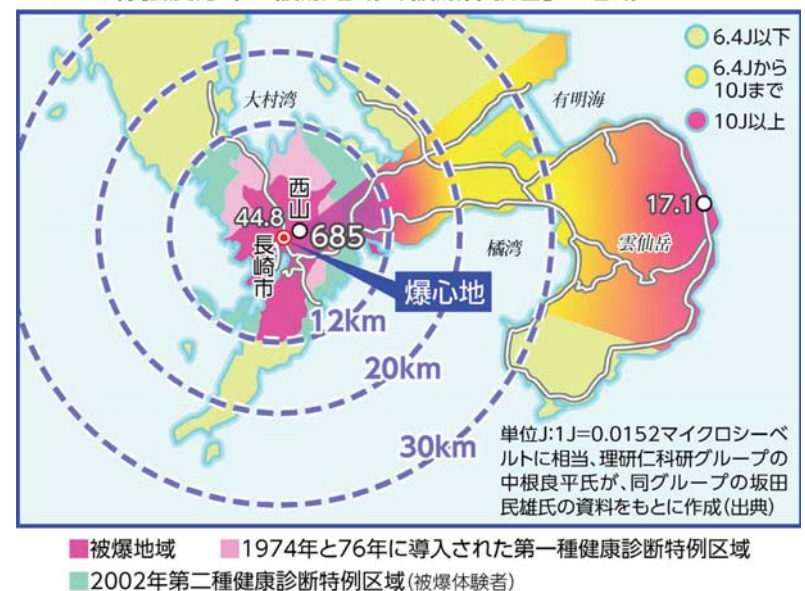


特集
すいよう被爆地域と健康診断特例区域（第一種・第二種）などによる
被爆者認定差別入廷する第2次「黒い雨」訴訟の原告
団と支援者たち（4月28日、広島市）

横断幕を掲げ長崎地裁に入る「被爆体験者」裁判の岩永千代子原告団長（左から2人目）ら＝2月19日、長崎市

11疾病で原爆被害者を分断

広島原爆の直爆地域と被爆者健康手帳が
交付される雨域、手帳を求めている地域長崎原爆による被爆者認定の状況と長崎および島原半島一帯の
ガンマ線強度分布と被爆地域、「被爆体験者」の地域

国が広島・長崎で差別

被爆80年を前にしたいまもなお、国は被爆者援護法にのっとった対応をせず、地域や疾病要件で差別と分断を繰り返しています。広島では爆心地から30キロ以上離れた人に被爆者健康手帳を交付する一方、長崎では爆心地から12キロ圏内の行政区で被爆者と「被爆体験者」に区別しています。政府が11月に発表した「被爆体験者」への「新事業」も、この差別と分断の上に立ち、さらなる矛盾を引き起こすものです。制度の経過を検討します。（加来恵子）

1956年、核兵器開発、原爆被害の国家補償などを掲げて日本被団協が結成されます。翌57年に被爆者の運動により原爆医療法が制定され、年2回の無料健康診断を受けられる被爆者健康手帳が交付されました。運動により74年には、被爆者の医療費の自己負担を撤廃。がんや肝機能障害を伴う疾病などの11疾病のいずれかを発症した場合に支払われる健康管理手当などを実現させてきました。

原爆被害の救済を訴える人びとは、国が定める被爆地域の是正を求め運動を継続しました。

対象地域狭い
是正求め運動

このもとで76年、国は原爆医療法施行令を改正し、広島・長崎で被爆者とみなす「みなし被爆者」に健康診断特例区域（第一種）を設定します。広島では宇田雨域の大雨地域（地図⑤）をこの特例区域に指定し、長崎（地図⑥）でも同様の措置が取られました。こ

れは、当該区域で健康管理手当の対象となる11疾病を要件に被爆者健康手帳を交付するものでした。

しかし、対象地域が狭く限定されており、被爆地域の是正を求め運動は継続。これに押されて2002年、国は、長崎にだけ新たな健康診断特例区域（第二種）を設定します。爆心地から12キロ圏内の人に対し、被爆者とは認めず、原爆被害によるトラウマから病気が発症したことを要件に医療費を支払う「被爆体験者」支援事業を始め、第二種健康診断受診者証を交付しました。

一方、広島では15年、健康診断特例区域域外の人々が被爆者と認められるよう「黒い雨」訴訟を開始。21年、広島高裁は、原告全員を「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と判断し、被爆者と認める判決を出します。菅義偉首相（当時）は「原告と同じような事情にあった方々に対して救済できるよう早急に検討する」との談話を発表。広島に、被爆者援護法の要件にない「黒い雨」に遭ったことと健康管理手当の対象となる11疾病要件を新たに持ち込みました。

「体験者」とし
矛盾を広げる

国は、長崎を広島に適用された援護施策の対象から外し、「被爆体験者」を被爆者として認めない姿勢を貫きます。

国は「被爆体験者」に対し23年、七つのがんを法外の支援事業の対象に加え、医療費を支給する措置を実施。今年11月には「被爆者」と同等の医療費助成を行う」とし、健康管理手当の対象となる11疾病を要件に医療費を支給する「新事業」を、またも法外で開始すると発表しました。ここでも「被爆体験者」を被爆者とはかたくなに認めず、しかし「被爆者」と「被爆体験者」の違いがなく矛盾を広げています。